

**平成 28 年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）
新旧対照表（案）**

平成 28 年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
4	26	第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 2 運用上の介入レベル（O I L） （略） 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、<u>避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</u>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 2 運用上の介入レベル（O I L） （略） 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、<u>国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。</u>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	原子力災害対策指針の改定
8	15	第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関（原子力事業者を除く。） （2）西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、K D D I 株式会社、株式会社 N T T ドコモ、<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関（原子力事業者を除く。） （2）西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、K D D I 株式会社、株式会社 N T T ドコモ、<u>ソフトバンク株式会社</u>	名称の変更

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																								
9	7	第2編 災害予防計画 第1章 放射性物質災害予防対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>市</td><td>(略) 第4節 <u>被ばく</u>医療機関の把握</td></tr><tr><td>県</td><td>(略) 第4節 <u>被ばく</u>医療機関の把握</td></tr><tr><td>県警察</td><td>(略)</td></tr><tr><td>事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	主な措置	市	(略) 第4節 <u>被ばく</u> 医療機関の把握	県	(略) 第4節 <u>被ばく</u> 医療機関の把握	県警察	(略)	事業者	(略)	防災関係機関	(略)	第2編 災害予防計画 第1章 放射性物質災害予防対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>市</td><td>(略) 第4節 <u>原子力災害に対応する</u>医療機関の把握</td></tr><tr><td>県</td><td>(略) 第4節 <u>原子力災害に対応する</u>医療機関の把握</td></tr><tr><td>県警察</td><td>(略)</td></tr><tr><td>事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	主な措置	市	(略) 第4節 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握	県	(略) 第4節 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握	県警察	(略)	事業者	(略)	防災関係機関	(略)	原子力災害対策指針の改定
機関名	主な措置																											
市	(略) 第4節 <u>被ばく</u> 医療機関の把握																											
県	(略) 第4節 <u>被ばく</u> 医療機関の把握																											
県警察	(略)																											
事業者	(略)																											
防災関係機関	(略)																											
機関名	主な措置																											
市	(略) 第4節 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握																											
県	(略) 第4節 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握																											
県警察	(略)																											
事業者	(略)																											
防災関係機関	(略)																											
10	8	第4節 <u>被ばく</u> 医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に <u>被ばく</u> 医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く <u>独立行政法人放射線医学総合研究所</u> （千葉市稲毛区）等の県外の <u>被ばく</u> 医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。	第4節 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く <u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u> （千葉市稲毛区）等の県外の <u>原子力災害拠点病院等</u> の連絡先の把握に努めるものとする。	原子力災害対策指針の改定 表記の整理																								
11	7	第2章 原子力災害予防対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>市</td><td>(略) 第8節1 <u>被ばく</u>医療機関の把握 (略)</td></tr><tr><td>県</td><td>(略) 第8節1 <u>被ばく</u>医療機関の把握 (略)</td></tr></table>	機関名	主な措置	市	(略) 第8節1 <u>被ばく</u> 医療機関の把握 (略)	県	(略) 第8節1 <u>被ばく</u> 医療機関の把握 (略)	第2章 原子力災害予防対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>市</td><td>(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する</u>医療機関の把握 (略)</td></tr><tr><td>県</td><td>(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する</u>医療機関の把握 (略)</td></tr></table>	機関名	主な措置	市	(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握 (略)	県	(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握 (略)	原子力災害対策指針の改定												
機関名	主な措置																											
市	(略) 第8節1 <u>被ばく</u> 医療機関の把握 (略)																											
県	(略) 第8節1 <u>被ばく</u> 医療機関の把握 (略)																											
機関名	主な措置																											
市	(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握 (略)																											
県	(略) 第8節1 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握 (略)																											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
13	21	第5節 避難所等の確保 1 指定避難所 市は、災害時の避難所として、各小学校及び中部大学を指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。	第5節 避難所等の確保 1 指定避難所 市は、災害時の避難所として、各小学校、旧小学校施設及び中部大学を指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。	藤山台地区における指定避難所施設の名称が変更となったことに伴い修正				
13	24	2 福祉避難所 (略) <table><tr><td>福祉避難所</td><td>味美ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、知多公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家</td></tr></table> (注) 1 第一希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者の受入を優先する。 2 第二希望の家については、建物の耐震性が確保された後、指定する。	福祉避難所	味美ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、知多公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家	2 福祉避難所 (略) <table><tr><td>福祉避難所</td><td>味美ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、第二希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、知多公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家</td></tr></table> (注) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者の受入を優先する。 (削除)	福祉避難所	味美ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、第二希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、知多公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家	第二希望の家の耐震改修工事が完了し、福祉避難所として指定したことに伴う追加
福祉避難所	味美ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、知多公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家							
福祉避難所	味美ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、第二希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、知多公民館、東部市民センター、青年の家、保健センター、少年自然の家							
14	21	第8節 健康被害防止に係る整備 1 被ばく医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に被ばく医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先を把握する。	第8節 健康被害防止に係る整備 1 原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。	原子力災害対策指針の改定 表記の整理				
15	1	4 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備 市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。	4 避難退域時検査及び人体の簡易除染の体制の整備 市及び県は、避難退域時検査及び人体の簡易除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。	原子力災害対策指針の改定				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																								
15	4	5 <u>医療総括責任者の配置</u> 県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う <u>医療総括責任者</u> をあらかじめ定めておく。	5 <u>原子力災害医療調整官</u> の配置 県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う <u>原子力災害医療調整官</u> をあらかじめ定めておく。	原子力災害対策指針の改定																								
18	2	第3編 災害応急対策計画 第1章 活動態勢 第1節 市災害対策本部の設置 2 市災害対策本部等の設置及び職員の配備基準 (1) 設置・廃止基準 <table><tr><th>区分</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>施設配備態勢</th></tr><tr><td>災対本部 (第1次 非常配備 態勢)</td><td>(略)</td><td>1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 <u>避難部及び指定避難所配備職員は全員</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>災対本部 (第2次 非常配備 態勢)</td><td>(略)</td><td>1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 <u>避難部及び指定避難所配備職員は全員</u></td><td>(略)</td></tr></table> (注) 1 (略) 2 (略) 3 指定避難所配備職員は、文化財課、救護福祉部及び消防補助員のうち、あらかじめ各指定避難所への配備が指定されている者をいう。 (追加)	区分	配備基準	配備要員	施設配備態勢	災対本部 (第1次 非常配備 態勢)	(略)	1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 <u>避難部及び指定避難所配備職員は全員</u>	(略)	災対本部 (第2次 非常配備 態勢)	(略)	1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 <u>避難部及び指定避難所配備職員は全員</u>	(略)	第3編 災害応急対策計画 第1章 活動態勢 第1節 市災害対策本部の設置 2 市災害対策本部等の設置及び職員の配備基準 (1) 設置・廃止基準 <table><tr><th>区分</th><th>配備基準</th><th>配備要員</th><th>施設配備態勢</th></tr><tr><td>災対本部 (第1次 非常配備 態勢)</td><td>(略)</td><td>1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 指定避難所配備職員は全員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>災対本部 (第2次 非常配備 態勢)</td><td>(略)</td><td>1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 指定避難所配備職員は全員</td><td>(略)</td></tr></table> (注) 1 (略) 2 (略) 3 指定避難所配備職員は、消防補助員のうち、あらかじめ各指定避難所への配備が指定されている者をいう。 <u>4 主幹職は、所属課の総括担当者の補佐をする。</u>	区分	配備基準	配備要員	施設配備態勢	災対本部 (第1次 非常配備 態勢)	(略)	1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 指定避難所配備職員は全員	(略)	災対本部 (第2次 非常配備 態勢)	(略)	1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 指定避難所配備職員は全員	(略)	対策の整理
区分	配備基準	配備要員	施設配備態勢																									
災対本部 (第1次 非常配備 態勢)	(略)	1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 <u>避難部及び指定避難所配備職員は全員</u>	(略)																									
災対本部 (第2次 非常配備 態勢)	(略)	1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 <u>避難部及び指定避難所配備職員は全員</u>	(略)																									
区分	配備基準	配備要員	施設配備態勢																									
災対本部 (第1次 非常配備 態勢)	(略)	1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 指定避難所配備職員は全員	(略)																									
災対本部 (第2次 非常配備 態勢)	(略)	1 部長及び総括担当者全員 2 (略) 3 (略) 4 指定避難所配備職員は全員	(略)																									
24	2	第2章 放射性同位元素取扱事務所等における放射物質災害発生時の応急対策	第2章 放射性同位元素取扱事務所等における放射物質災害発生時の応急対策	原子力災害対策																								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
		第9節 医療関係活動 1 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、 <u>スクリーニング</u> 及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 2 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、 <u>スクリーニング</u> 及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	第9節 医療関係活動 1 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、 <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易</u> 除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 2 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、 <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易</u> 除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる <u>原子力災害</u> に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	指針の改定								
26	3	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	(略)	名称の変更
機関名	主な措置											
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	(略)											
機関名	主な措置											
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	(略)											
28	24	第8節 医療関係活動 1 市及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、 <u>スクリーニング</u> 及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 2 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、 <u>スクリーニング</u> 及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	第8節 医療関係活動 1 市及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、 <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易</u> 除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 2 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、 <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易</u> 除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる <u>原子力災害拠点病院等</u> に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	原子力災害対策指針の改定								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
29	31	第 13 節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	第 13 節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンク株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	名称の変更								
31	31	第 4 章 県外の原子力発電所等における異常時対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	第 4 章 県外の原子力発電所等における異常時対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	主な措置	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	(略)	名称の変更
機関名	主な措置											
西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	(略)											
機関名	主な措置											
西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社	(略)											
34	4	第 5 節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 1 県は、O I L の基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県ホームページ等で公表する。	第 5 節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 1 県は、O I L の基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県 Web サイト等で公表する。	表記の整理								
34	24	第 7 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動 1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (1) 市及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。 ア～エ (略) オ インターネット、市ホームページ、春日井市安全安心情報ネットワーク等の活用による情報提供	第 7 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動 1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (1) 市及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。 ア～エ (略) オ インターネット、市 Web サイト、春日井市安全安心情報ネットワーク等の活用による情報提供	表記の整理								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
35	32	2 広域避難活動 (7) 県は、広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、 <u>スクリーニング</u> あるいは除染等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。	2 広域避難活動 (7) 県は、広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、 <u>避難退域時検査</u> あるいは <u>簡易除染</u> 等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。	原子力災害対策指針の改定
36	5	第8節 医療関係活動 1 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、 <u>スクリーニング</u> 及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 2 市及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、 <u>スクリーニング</u> 及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる <u>被ばく医療機関</u> に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	第8節 医療関係活動 1 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、 <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> 等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 2 市及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、 <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> 等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる <u>原子力災害拠点病院等</u> に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	原子力災害対策指針の改定
39	6	第15節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	第15節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ及びソフトバンク株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	名称の変更

修正前

表1

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	事業者 力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
	(原災法10条の通知の通知に該当する場合は除く。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)	事業者 力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・要援護者等の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
	(原災法10条の通知の通知に該当する場合は除く。ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)	事業者 力	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	【避難】 ・避難の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を要する)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・自治体に避難の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力を要請

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
OIL	OIL1	事業者 原子力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		公共地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難 な者の一時退避を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の 実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請
	飲食物に 係るスクリー ニング基準	事業者 原子力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測 定	-	・住民等への情報伝達	-	-
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲 の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質 の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	OIL4	事業者 原子力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	スクリーニングへの協力	-	-	-	・スクリーニングへの協 力	-
		公共地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・スクリーニング情報の 収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・スクリーニング情報の 収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示
	OIL2	事業者 原子力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移 転の実施を指示
	OIL6	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・自治体に飲食物摂取制限の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を 指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・自治体に飲食物摂取制限の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

修正後

表1

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	原業者 原業者 原業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
	警戒事態に該当する場合は除く。	原業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施 ・要配慮者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	【避難】 ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施 ・屋内退避準備	【避難】 ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	【避難】 ・要配慮者等の避難受け入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
	全面的な警戒事態に該当する場合は除く。	原業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	【避難等】 ・避難等の受け入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・自治体に避難等の受け入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請

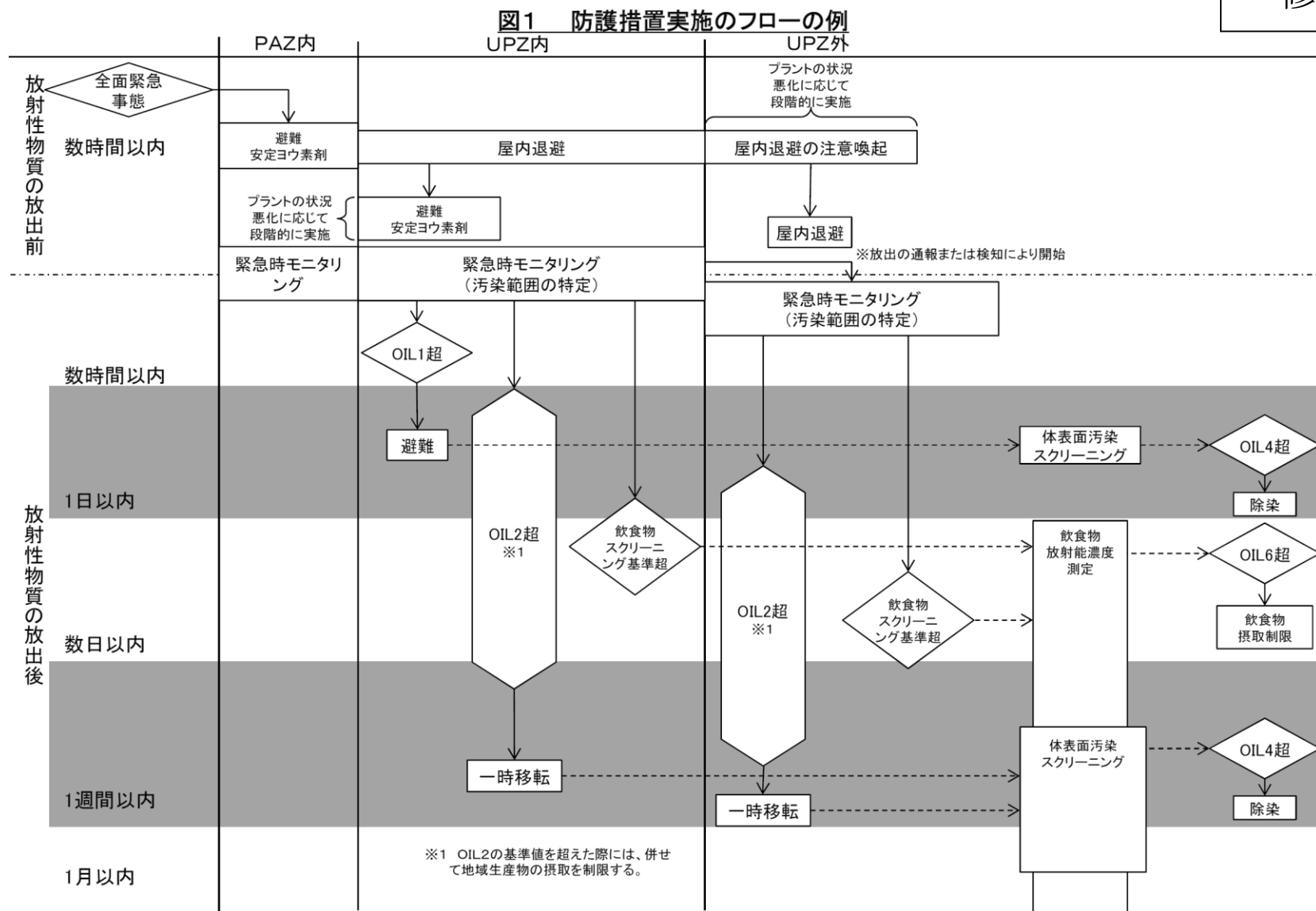
原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	事業 者力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		公共地 方団 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難 な者の一時退避を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の 実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請
	飲食物に係るスクリーニング基準	事業 者力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共地 方団 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の 決定 ・自治体に個別品目の放射性物質 の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	O I L 4	事業 者力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	-
		公共地 方団 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の 指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示
	O I L 2	事業 者力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共地 方団 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移 転の実施を指示
	O I L 6	事業 者力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共地 方団 体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・自治体に飲食物摂取制限の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を 指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・自治体に飲食物摂取制限の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

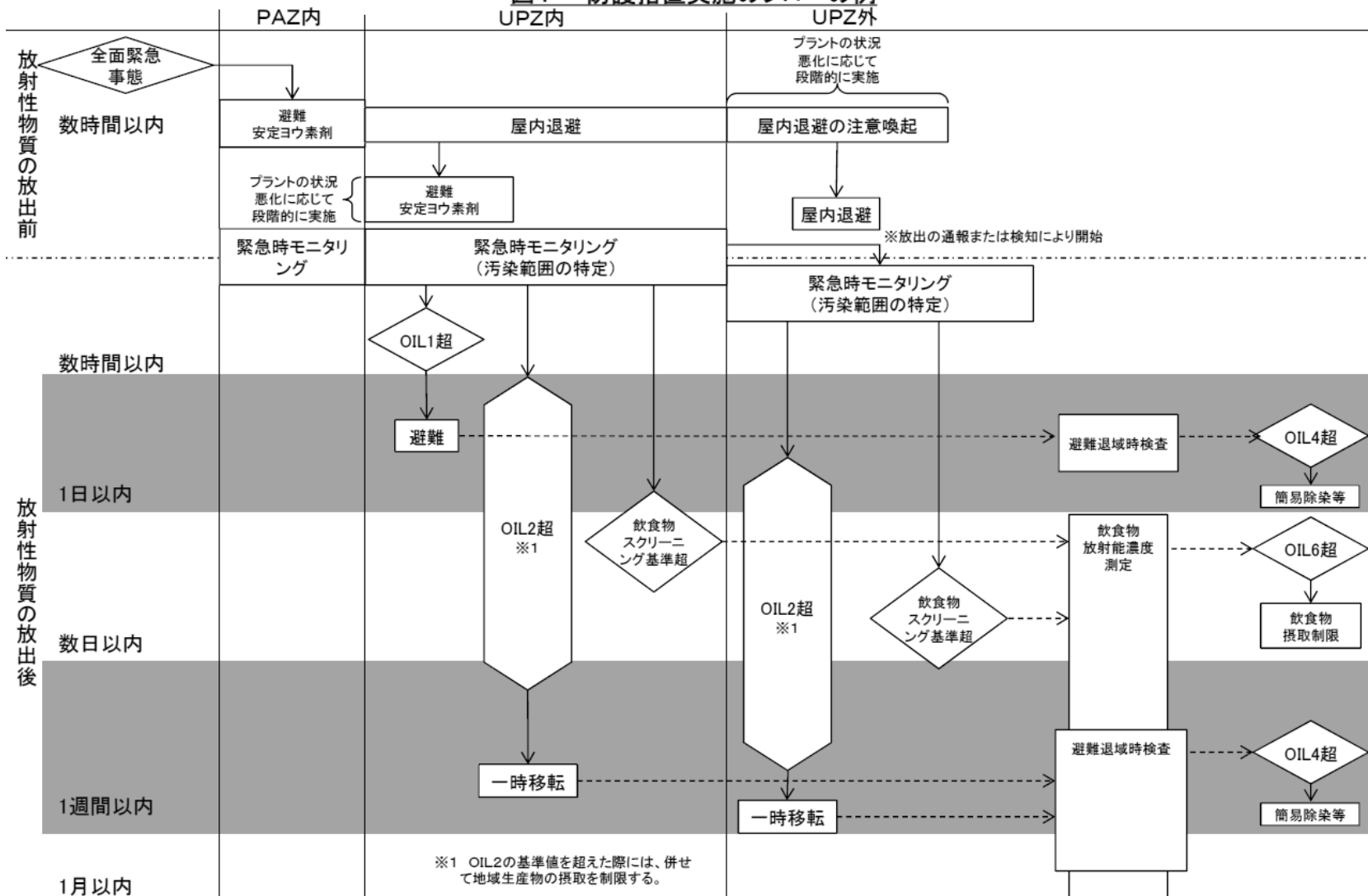
※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

修正前



修正後

図1 防護措置実施のフローの例



	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 1の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL 3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL 5が設定されている。ただし、OIL 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

修正後

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施。
			β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
66	1	参考資料 6 付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 (愛知県地域防災計画(原子力災害対策計画)より) (略) ・<u>広域応援として被災県に派遣される医師等に係る事前調整</u> (略) ・<u>適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等</u>	参考資料 6 付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 (愛知県地域防災計画(原子力災害対策計画)より) (略) (削除) (略) ・<u>透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等</u>	原子力災害対策指針の改定